

議員提出第二号議案

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

北朝鮮は、三月七日、弾道ミサイル四発を日本海に向けて発射し、うち三発はわが国の排他的経済水域に落下した。これまでも、わが国の排他的経済水域に繰り返しミサイルを発射し、昨年は2回の核実験を強行した。国連安保理事会決議の明白な違反であり、わが国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙を断じて容認することはできない。

それに加えて、北朝鮮は今も拉致した多数のわが国の国民を不法に抑留し続けている。数十年も自由を奪われている拉致被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐はもはや限界を超えている。重大な人権と我が国の主権の侵害である。

政府は、全ての拉致被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題として取り組んでいるが、核実験の暴挙があった現時点でも、拉致被害者を取り戻す努力は続けられなければならない。また、政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者全員の早急な帰国を実現させなければならない。

よって、国会及び政府は、北朝鮮との対話の窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の早急な完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月二十九日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
内閣官房長官	菅義偉殿
拉致問題担当大臣	加藤勝信殿